

令和4年2月14日招集

田村市議会3月定例会提出議案

議 案 目 次

(議案番号)	(議 案 名)	(頁)
議案第 2 号	田村市個人情報保護条例の一部を改正する条例	1
議案第 3 号	田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第 4 号	田村市放課後児童健全育成条例の一部を改正する条例	9
議案第 5 号	田村市保育所条例の一部を改正する条例	13
議案第 6 号	田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第 7 号	田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	21
議案第 8 号	田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第 9 号	田村市清掃施設条例の一部を改正する条例	37
議案第 10 号	田村市グリーンパーク都路条例の一部を改正する条例	41
議案第 11 号	令和 3 年度田村市一般会計補正予算 (第 10 号) について	45
議案第 12 号	令和 3 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について	47
議案第 13 号	令和 3 年度田村市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について	49
議案第 14 号	令和 3 年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について	51
議案第 15 号	令和 3 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算 (第 2 号) について	53
議案第 16 号	令和 3 年度田村市診療所事業特別会計補正予算 (第 3 号) について	55
議案第 17 号	令和 3 年度田村市水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	57
議案第 18 号	令和 3 年度田村市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号) について	59
議案第 19 号	令和 3 年度田村市病院事業会計補正予算 (第 1 号) について	61
議案第 20 号	令和 4 年度田村市一般会計予算について	63
議案第 21 号	令和 4 年度田村市国民健康保険特別会計予算について	65
議案第 22 号	令和 4 年度田村市介護保険特別会計予算について	67
議案第 23 号	令和 4 年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について	69
議案第 24 号	令和 4 年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について	71
議案第 25 号	令和 4 年度田村市診療所事業特別会計予算について	73
議案第 26 号	令和 4 年度田村市水道事業会計予算について	75
議案第 27 号	令和 4 年度田村市公共下水道事業会計予算について	77
議案第 28 号	令和 4 年度田村市病院事業会計予算について	79
議案第 29 号	常葉辺地に係る総合整備計画の変更について	81
議案第 30 号	移辺地に係る総合整備計画の変更について	85
議案第 31 号	田村市過疎地域持続的発展計画の変更について	89
議案第 32 号	市道路線の廃止について	95
議案第 33 号	市道路線の認定について	97

議案第2号

田村市個人情報保護条例の一部を改正する条例

田村市個人情報保護条例(平成17年田村市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第2項」に改め、同条第7号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「法第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市個人情報保護条例新旧対照表

資 料

新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する個人識別番号符号をいう。</u> (3)～(6) (略) (7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(法第2条第9項 に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。 (8)～(10) (略)	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別番号符号をいう。</u> (3)～(6) (略) (7) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。 (8)～(10) (略)

議案第3号

田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

田村市職員の給与に関する条例(平成17年田村市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第2号中「28,200円」を「29,300円」に改める。

第19条第2項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第23条中「月額」の次に「及び寒冷地手当の月額の合計額」を加え、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

第24条第1項中「前条」を「第19条」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

福島県人事委員会勧告に準じ、通勤手当を改正することのほか、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市職員の給与に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
(通勤手当) 第16条 (略) 2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、29,300円を超えない範囲内で市長が規則で定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) (略) 3～6 (略) (給与の減額) 第19条 (略) 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。 (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び寒冷地手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 (端数計算) 第24条 第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 (略)	(通勤手当) 第16条 (略) 2 通勤手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 職員の自動車等の使用距離に応じ、支給単位期間につき、28,200円を超えない範囲内で市長が規則で定める額(再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) (3) (略) 3～6 (略) (給与の減額) 第19条 (略) 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。 (勤務1時間当たりの給与額の算出) 第23条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額_____に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再任用短時間勤務職員にあっては、7時間45分に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。 (端数計算) 第24条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。 2 (略)

議案第4号

田村市放課後児童健全育成条例の一部を改正する条例

田村市放課後児童健全育成条例(平成18年田村市条例第4号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項に次の1号を加える。

(10) 田村市立芦沢小学校

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

学童保育の新規開設に伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市放課後児童健全育成条例新旧対照表

資 料

新	旧
(保育場所) 第3条 学童保育の実施場所は次のとおりとする。 (1)～(9) (略) (10) <u>田村市立芦沢小学校</u> 2 (略)	(保育場所) 第3条 学童保育の実施場所は次のとおりとする。 (1)～(9) (略) 2 (略)

議案第5号

田村市保育所条例の一部を改正する条例

田村市保育所条例(平成17年田村市条例第110号)の一部を次のように改正する。
第2条中「別表」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置	入所定員
滝根保育所	滝根町神俣字関場145番地	60人
常葉保育所	常葉町常葉字舘1番地9	90人

別表を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

令和4年3月31日をもって船引保育所が閉所となることから、条例の改正を提案する。

田村市保育所条例新旧対照表

資 料

新			旧														
(名称、位置及び入所定員) 第2条 保育所の名称、位置及び入所定員は、 <u>次</u> のとおりとする。			(名称、位置及び入所定員) 第2条 保育所の名称、位置及び入所定員は、 <u>別表</u> のとおりとする。														
<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>入所定員</u>	<u>別表(第2条関係)</u> <table><tr><td><u>名称</u></td><td><u>位置</u></td><td><u>入所定員</u></td></tr><tr><td><u>滝根保育所</u></td><td><u>滝根町神俣字関場145番地</u></td><td><u>60人</u></td></tr><tr><td><u>常葉保育所</u></td><td><u>常葉町常葉字館1番地9</u></td><td><u>90人</u></td></tr><tr><td><u>船引保育所</u></td><td><u>船引町船引字下川原1番地18</u></td><td><u>140人</u></td></tr></table>			<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>入所定員</u>	<u>滝根保育所</u>	<u>滝根町神俣字関場145番地</u>	<u>60人</u>	<u>常葉保育所</u>	<u>常葉町常葉字館1番地9</u>	<u>90人</u>	<u>船引保育所</u>	<u>船引町船引字下川原1番地18</u>	<u>140人</u>
<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>入所定員</u>															
<u>滝根保育所</u>	<u>滝根町神俣字関場145番地</u>	<u>60人</u>															
<u>常葉保育所</u>	<u>常葉町常葉字館1番地9</u>	<u>90人</u>															
<u>船引保育所</u>	<u>船引町船引字下川原1番地18</u>	<u>140人</u>															
<u>滝根保育所</u>	<u>滝根町神俣字関場145番地</u>	<u>60人</u>															
<u>常葉保育所</u>	<u>常葉町常葉字館1番地9</u>	<u>90人</u>															

議案第6号

田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成17年田村市条例第111号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「申請」を「方法」に改め、同条第1項を次のように改める。

医療費の助成は、受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)が、保険給付を受けた医療機関等に支払うことにより行うものとする。ただし、規則で定める場合においては、助成金を受給資格者に支払うことにより行うものとする。

第6条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受給資格者は、前項ただし書の規定により助成金の支給を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の規定は、令和3年11月1日から適用する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

田村市ひとり親家庭医療費助成の現物給付化に伴い、所要の改正を行うため、条例の改正を提案する。

田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例新旧対照表

資 料

新	旧
(助成の<u>方法</u>) <u>第6条 医療費の助成は、受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)が、保険給付を受けた医療機関等に支払うことにより行うものとする。ただし、規則で定める場合においては、助成金を受給資格者に支払うことにより行うものとする。</u> <u>2 受給資格者は、前項ただし書の規定により助成金の支給を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u> <u>3 (略)</u>	(助成の<u>申請</u>) <u>第6条 受給資格の登録を受けた者(以下「受給資格者」という。)が、この条例に基づく助成を受けようとするときは、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u> <u>2 (略)</u>

議案第7号

田村市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

田村市国民健康保険税条例(平成17年田村市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の」を「次に掲げる額の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)
- (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。))につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。))」を削る。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条第1号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,600円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,185円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,975円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,950円

第23条の2中「前条」を「前条第1項」に改め、「号中「総所得金額」の次に「及び」を、「号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項の9中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石高司

提案理由

国民健康保険法の改正により、国民健康保険税の課税額を県へ納付する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため、また、国民健康保険法施行令の改正により子ども(未就学児)に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を5割減額するため、条例の改正を提案する。

田村市国民健康保険税条例新旧対照表

資 料

新	旧
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の 合算額とする。 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(福島県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金の納付に要する費用を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u>及び後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。))の合算額とする。

同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者

である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 (略)

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第

2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)

第3条 (略)

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第

3号、第7条の3及び第23条第1項において同じ。)以外
の世帯 21,000円
(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課
税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、
基礎控除後の総所得金額等に100分の
2.40を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生
した者には、その発生した日の属する月から、月割を
もって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減
額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税
の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の
納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2
条第2項本文の基礎課税額からア及びビに掲げる額を減
額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場
合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金
等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当
該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)
並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカ
に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17
万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山
林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその
世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一
世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第
703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法
(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所
得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控
除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金
額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号
において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有
する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所
得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年
金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年
金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあ
っては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える
者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年
金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をい
い、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以
下この条において「給与所得者等の数」という。)が
2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等
の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加
算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

3号、第7条の3及び第23条 _____ (において同じ。)以外
の世帯 21,000円
(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課
税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の
前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の
2.40を乗じて算定する。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生
した者には、その発生した日の属する月から、月割を
もって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減
額が行われた場合には、同条 _____ の国民健康保険税
の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の
納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2
条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減
額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場
合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金
等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当
該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)
並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカ
に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17
万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5 _____ に規定する総所得金額及び山
林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその
世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一
世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第
703条の5 _____ に規定する総所得金額に係る所得税法
(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所
得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控
除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金
額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号
において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有
する者(前年中に法第703条の5 _____ に規定する総所
得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年
金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年
金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあ
っては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える
者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年
金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をい
い、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以
下この条において「給与所得者等の数」という。)が
2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等
の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加
算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,700円
- ② 特定世帯 7,350円
- ③ 特定継続世帯 11,025円

ウ〜カ (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円
- ② 特定世帯 5,250円
- ③ 特定継続世帯 7,875円

ウ〜カ (略)

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
- ② 特定世帯 2,100円
- ③ 特定継続世帯 3,150円

ウ〜カ (略)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,700円
- ② 特定世帯 7,350円
- ③ 特定継続世帯 11,025円

ウ〜カ (略)

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,500円
- ② 特定世帯 5,250円
- ③ 特定継続世帯 7,875円

ウ〜カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る_____被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る_____世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- ① 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円
- ② 特定世帯 2,100円
- ③ 特定継続世帯 3,150円

ウ〜カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,600円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,000円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,185円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,975円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,160円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,950円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条____の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条____第1号中「総所得金額____」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得について

は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

附 則

1～2の8 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2の9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の

は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)____」とする。

附 則

1～2の8 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 2の9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条____の規定の適用については、同条中「法第703条の5」に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5」に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の

長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、

長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、

「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12

「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。))の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12

条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当額等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下

条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条____において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当額等の額」と、第23条____中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条____の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下

「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14～15 (略)	「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条____中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。 14～15 (略)
--	---

議案第8号

田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年田村市条例第136号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

別表(1 一般廃棄物処理手数料)中「廃棄物」の次に「(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)」を加え、同表に次のように加える。

し尿及び浄化槽汚泥(許可業者等が搬入するもの)	10キログラムにつき 7円
-------------------------	---------------

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

し尿等の収集運搬業者が、汚泥再生処理施設に投入する際の手数料について定めるため、条例の改正を提案する。

田村市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

資 料

新			旧		
(建物占有者の大掃除に関する計画) 第2条 法第5条第3項に規定する大掃除に関する計画は、市長が毎年4月当該年度分について公示するものとする。			(建物占有者の大掃除に関する計画) 第2条 法第5条第2項に規定する大掃除に関する計画は、市長が毎年4月当該年度分について公示するものとする。		
別表(第17条関係)			別表(第17条関係)		
区分		金額	区分		金額
日常生活に伴って生じた廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)	可燃物に係るもの	市指定袋(大型)1枚につき 33円	日常生活に伴って生じた廃棄物	可燃物に係るもの	市指定袋(大型)1枚につき 33円
		市指定袋(中型)1枚につき 25円			市指定袋(中型)1枚につき 25円
		市指定袋(小型)1枚につき 17円			市指定袋(小型)1枚につき 17円
	不燃物に係るもの	市指定袋(中型)1枚につき 25円		不燃物に係るもの	市指定袋(中型)1枚につき 25円
		市指定袋(小型)1枚につき 17円			市指定袋(小型)1枚につき 17円
	缶類、ビン類に係るもの	市指定袋(中型)1枚につき 19円		缶類、ビン類に係るもの	市指定袋(中型)1枚につき 19円
	プラスチック、ペットボトルに係るもの	市指定袋(特大型)1枚につき 25円		プラスチック、ペットボトルに係るもの	市指定袋(特大型)1枚につき 25円
		市指定袋(大型)1枚につき 20円			市指定袋(大型)1枚につき 20円
	粗大ごみ(特定家庭用機器を除く。)	10キログラムにつき 100円		粗大ごみ(特定家庭用機器を除く。)	10キログラムにつき 100円
	草木類	10キログラムにつき 50円		草木類	10キログラムにつき 50円
	特定家庭用機器	1個につき 1,300円		特定家庭用機器	1個につき 1,300円
事業活動に伴って生じた廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)	特定家庭用機器以外のもの	10キログラムにつき 100円	事業活動に伴って生じた廃棄物	特定家庭用機器以外のもの	10キログラムにつき 100円
	特定家庭用機器	1個につき 1,300円		特定家庭用機器	1個につき 1,300円

除く。)					
し尿及び浄化槽汚泥(許可業者等が搬入するもの)		10キログラムにつき 7円			

議案第9号

田村市清掃施設条例の一部を改正する条例

田村市清掃施設条例(平成17年田村市条例第137号)の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

たむら水再生センター	田村市船引町春山字赤間田165番地
------------	-------------------

附 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

し尿等を処理する汚泥再生処理施設の開設に伴い、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的とした「たむら水再生センター」を設置するため、条例の改正を提案する。

田村市清掃施設条例新旧対照表

資 料

新		旧	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
田村市船引一般廃棄物最終処分場	田村市船引町大倉字後田40番地	田村市船引一般廃棄物最終処分場	田村市船引町大倉字後田40番地
<u>たむら水再生センター</u>	<u>田村市船引町春山字赤間田165番地</u>		

議案第10号

田村市グリーンパーク都路条例の一部を改正する条例

田村市グリーンパーク都路条例(平成17年田村市条例第177号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条関係)

施設の名称	数量	利用区分	使用料
オートキャンプ場	10区画	テントサイト1区画	1泊 4,500円
		(自動車1台)当たり	1日 2,500円
		寝袋	1枚(1泊又は1日) 500円
サニタリーハウス	1棟	シャワー(コイン式)	1回につき 100円
		ガスコンロ(コイン式)	1回につき 100円
		洗濯機・乾燥機(コイン式)	1回につき 200円
中央広場イベント広場	1区画	電気使用の場合に限る。 (非営業)	1日 1,000円
		電気使用の場合に限る。 (営業)	1日 5,000円
スポーツ広場	1面	天然芝グラウンド	1時間 1,100円

備考

オートキャンプ場の1泊とは午後3時から翌日の午前10時までとし、1日とは午前10時から午後3時までとする。

附 則

この条例は、令和4年6月1日から施行する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

提案理由

グリーンパーク都路スポーツ広場の一部を天然芝グラウンドに整備したことに伴い、施設利用料を規定するため、条例の改正を提案する。

田村市グリーンパーク都路条例新旧対照表

資 料

新			
別表(第7条関係)			
施設の名称	数量	利用区分	使用料
オートキャンプ場	10区画	テントサイト1区画	1泊 4,500円
		(自動車1台) 当たり	1日 2,500円
		寝袋	1枚(1泊又は1日) 500円
サニタリーハウス	1棟	シャワー(コイン式)	1回につき 100円
		ガスコンロ(コイン式)	1回につき 100円
		洗濯機・乾燥機(コイン式)	1回につき 200円
中央広場イベント広場	1区画	電気使用の場合に限る。(非営業)	1日 1,000円
		電気使用の場合に限る。(営業)	1日 5,000円
スポーツ広場	1面	天然芝グラウンド	1時間 1,100円
備考			
オートキャンプ場の1泊とは午後3時から翌日の午前10時までとし、1日とは午前10時から午後3時までとする。			

別表(第7条関係)

施設の名称	数量	利用区分	使用料
オートキャンプ場	10区画	テントサイト1区画 (自動車1台)当たり	1泊 4,500円
			1日 2,500円
		寝袋	1枚(1泊又は1日) 500円
サニタリーハウス	1棟	シャワー(コイン式)	1回につき 100円
		ガスコンロ(コイン式)	1回につき 100円
		洗濯機・乾燥機(コイン式)	1回につき 200円
中央広場イベント広場	1区画	電気使用の場合に限る。(非営業)	1日 1,000円
		電気使用の場合に限る。(営業)	1日 5,000円
農園管理棟	1棟		無料
畜舎	1棟		
体験農園			
動物ふれあい広場			
スポーツ広場			
花々ふれあい広場			
やすらぎ公園			
親水公園			
トイレ	1棟		
展望台	1基		
東屋	3棟		

備考

オートキャンプ場の1泊とは午後3時から翌日の午前10時までとし、1日とは午前10時から午後3時までとする。

議案第 11 号

令和 3 年度田村市一般会計補正予算（第 10 号）について

令和 3 年度田村市一般会計補正予算（第 10 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 12 号

令和 3 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 3 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 13 号

令和 3 年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 3 年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 14 号

令和 3 年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 3 年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 15 号

令和 3 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 16 号

令和 3 年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 3 年度田村市診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 17 号

令和 3 年度田村市水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度田村市水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第18号

令和3年度田村市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度田村市公共下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 19 号

令和 3 年度田村市病院事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 3 年度田村市病院事業会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 20 号

令和 4 年度田村市一般会計予算について

令和 4 年度田村市一般会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白 石 高 司

議案第 21 号

令和 4 年度田村市国民健康保険特別会計予算について

令和 4 年度田村市国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 22 号

令和 4 年度田村市介護保険特別会計予算について

令和 4 年度田村市介護保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 23 号

令和 4 年度田村市後期高齢者医療特別会計予算について

令和 4 年度田村市後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白 石 高 司

議案第 24 号

令和 4 年度田村市滝根町観光事業特別会計予算について

令和 4 年度田村市滝根町観光事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 25 号

令和 4 年度田村市診療所事業特別会計予算について

令和 4 年度田村市診療所事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白 石 高 司

議案第 26 号

令和 4 年度田村市水道事業会計予算について

令和 4 年度田村市水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

議案第 27 号

令和 4 年度田村市公共下水道事業会計予算について

令和 4 年度田村市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白 石 高 司

議案第 28 号

令和 4 年度田村市病院事業会計予算について

令和 4 年度田村市病院事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白 石 高 司

議案第 29 号

常葉辺地に係る総合整備計画の変更について

常葉辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

変更後

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、辺地の中心から田村市役所まで10.8km、地域内の生徒が通う常葉中学校へは3.9km、船引高等学校へは10.6kmの距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通㈱が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、地域住民の移動手段は自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。

当地区は、戦後の入植者を擁する山間地帯であるため、生活水準の向上はもとより、地域住民の安心安全確保及び日常生活の利便性向上のためにも市役所、病院、学校等の公共施設までの市道及び農林道の整備が急務である。

また、当地区の主要な観光施設であるムシムシランドの利用者数は1996年をピークに減少傾向へ転じ、施設の老朽化や東日本大震災の影響も相まって苦しい状況が続いている。開園以降、大きな改修が行われておらず、競争力が低下しているため、施設の整備が急務である。

さらに、当地区の桧山（標高992m）は、山頂付近のなだらかな高原地形や風光明媚な特性を活かした、キャンプ場としての利用など、観光地としてのポテンシャルを有しているが、施設等の整備が進まず課題となっているため、多くの集客が図れる観光地を目指し、地域の活性化を図る。

変更前

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地区は、辺地の中心から田村市役所まで10.8km、地域内の生徒が通う常葉中学校へは3.9km、船引高等学校へは10.6kmの距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通㈱が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、地域住民の移動手段は自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。

当地区は、戦後の入植者を擁する山間地帯であるため、生活水準の向上はもとより、地域住民の安心安全確保及び日常生活の利便性向上のためにも市役所、病院、学校等の公共施設までの市道及び農林道の整備が急務である。

また、当地区の主要な観光施設であるムシムシランドの利用者数は1996年をピークに減少傾向へ転じ、施設の老朽化や東日本大震災の影響も相まって苦しい状況が続いている。開園以降、大きな改修が行われておらず、競争力が低下しているため、施設の整備が急務である。

変更後

(千円)

施 設 名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の予定額	備 考
			特定財源	一般財源		
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3年度】 ○カブトムシドーム設計委託業務	田村市	2,000		2,000	2,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3年度】 ○昆虫館整備実施設計委託業務	田村市	3,000		3,000	3,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和4年度】 ○カブトムシドーム・昆虫館移 設工事及び施工監理委託業務	田村市	107,000		107,000	107,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和5年度】 ○プレーパーク整備、ポニーの 家改修、キャンプ場整備	田村市	43,000		43,000	43,000	
桧山高原観光地化事業 【令和5年度～7年度】 ○桧山高原観光開発施設整備	田村市	110,000		110,000	110,000	
合 計		265,000	0	265,000	265,000	

変更前

(千円)

施 設 名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 地対策事業債の予定額	備 考
			特定財源	一般財源		
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3年度】 ○カブトムシドーム設計委託業務	田村市	2,000		2,000	2,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和3年度】 ○昆虫館整備実施設計委託業務	田村市	3,000		3,000	3,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和4年度】 ○昆虫館整備造成及び建築工事	田村市	65,000		65,000	65,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和4年度】 ○カブトムシドーム整備工事	田村市	22,000		22,000	22,000	
ムシムシランド施設リニューアル事業 【令和4年度】 ○プレーパーク設計施工	田村市	11,000		11,000	11,000	
合 計		103,000	0	103,000	103,000	

議案第 30 号

移辺地に係る総合整備計画の変更について

移辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 37 年法律第 88 号)第 3 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

変更後
2 公共的施設の整備を必要とする事情 移辺地は、地域の中心から田村市役所まで14.7km、地域内の生徒が通う船引中学校へは14.6km、船引高等学校へは13.6kmの距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通㈱が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。 しかし、当該地域の改良率・舗装率は他地域と比べ未だに低く、また、当該地域の一部集落を通過する市道等では、災害や救急など緊急車両等の通行に支障をきたすことが考えられるなど、地域住民にとっては不安や不便を余儀なくされており、車等の普及に対応した道路の改良・整備が急務となっている。 このようなことから、地域住民の日常生活における利便性向上と安心安全に通行できる道路の確保が必要不可欠であり、計画的に整備を図る必要がある。 また、本辺地は区域も広大であり、学校まで遠距離通学となる児童・生徒も多く、登下校の安全確保のためにスクールバスを2台運行している。しかし、導入から18年が経過し、老朽化が進んでいることから、計画的にスクールバスの更新を図っていく必要がある。

変更前
2 公共的施設の整備を必要とする事情 移辺地は、地域の中心から田村市役所まで14.7km、地域内の生徒が通う船引中学校へは14.6km、船引高等学校へは13.6kmの距離にあり、公共機関・教育機関ともに遠方に位置している。これら公共機関等への交通手段として福島交通㈱が運行する路線バスもあるが、運行回数が少なく、自家用車や乗合タクシーの利活用が大半を占めるようになっている。 しかし、当該地域の改良率・舗装率は他地域と比べ未だに低く、また、当該地域の一部集落を通過する市道等では、災害や救急など緊急車両等の通行に支障をきたすことが考えられるなど、地域住民にとっては不安や不便を余儀なくされており、車等の普及に対応した道路の改良・整備が急務となっている。 このようなことから、地域住民の日常生活における利便性向上と安心安全に通行できる道路の確保が必要不可欠であり、計画的に整備を図る必要がある。 _____ _____ _____

変更後						
(千円)						
施 設 名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	備 考
			特定財源	一般財源		
市道越田和線 道路整備事業 【令和3年度～令和7年度】 ○道路改良・舗装 L=855m W=4.0 (5.0) m	田村市	105,000	0	105,000	105,000	
緑小スクールバス購入事業 【令和4年度】 ○内容・規格等 マイクロバス（更新）1台 マイクロバス（新規）1台	田村市	23,754	7,500	16,254	16,254	
合 計		128,754	7,500	121,254	121,254	
変更前						
(千円)						
施 設 名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地 対策事業債の予定額	備 考
			特定財源	一般財源		
市道越田和線 道路整備事業 【令和3年度～令和7年度】 ○道路改良・舗装 L=855m W=4.0 (5.0) m	田村市	105,000	56,700	48,300	48,300	
_____ _____ _____ _____ _____	_____	_____	_____	_____	_____	
合 計		105,000	56,700	48,300	48,300	

議案第31号

田村市過疎地域持続的発展計画の変更について

田村市過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月14日 提出

田村市長 白石 高 司

資料

– 91 –

消防屯所、車両、装備品など資機材は更新計画を作成し、消防力強化のため消防施設の集約化（新設・解体）も図りながら、有事の際に即応できる体制を整備します。また、消防水利については、消防水利の弱い地域を把握し消防水利の確保に努めます。

◆防災

災害時に市民への情報提供が確実にできるように、防災行政無線などの情報伝達の機能強化を図ります。また、自主防災組織の育成、支援を積極的に行い地域防災力の向上を図ります。

(3) 事業計画（令和３年度～７年度）

事業名	事業内容	事業主体	備考
(8)その他	街路灯ＬＥＤ化事業 都市公園長寿命化計画策定事業 緑の基本計画改定事業 <u>防災行政無線戸別受信機更新事業</u>	市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(3) 事業計画（令和３年度～７年度）

事業名	事業内容	事業主体	備考
(3)高齢者福祉施設 【 <u>高齢者生活福祉センタ</u> ー】 【 <u>老人福祉センター</u> 】	<u>高齢者生活福祉センター整備事業</u> 老人福祉センター整備・運営事業 デイサービスセンター整備事業 <u>屋内ゲートボール場整備事業</u> <u>老人福祉施設整備・運営事業</u>	市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

大規模改修が必要とされる築 30 年以上経過した学校教育関連施設が半数以上占めることから、適正な教育環境を維持するため、計画的な改修や更新が必要になるとともに、老朽化したスクールバスの更新も必要となります。また、小中一貫教育を推進するため、環境整備が必要となります。さらに、急激に少子化が進行

消防屯所、車両_____など資機材は更新計画を作成し、_____

_____有事の際に即応できる体制を整備します。また、消防水利については、消防水利の弱い地域を把握し消防水利の確保に努めます。

(3) 事業計画（令和３年度～７年度）

事業名	事業内容	事業主体	備考
(8)その他	街路灯ＬＥＤ化事業 都市公園長寿命化計画策定事業 緑の基本計画改定事業 _____	市	

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(3) 事業計画（令和３年度～７年度）

事業名	事業内容	事業主体	備考
(3) 高齢者福祉施設 _____ _____ 【 <u>老人福祉センター</u> 】	_____ 老人福祉センター整備・運営事業 デイサービスセンター整備事業 <u>屋内ゲートボール場修繕工事</u> <u>老人福祉施設運営事業</u> _____	市	

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

①学校教育

急激に進む少子高齢化の中、より良い教育環境を確保するため、小中学校等の統廃合を進めてきました。その結果、多くの学校が廃校となりましたが、維持管理費や周辺環境への影響を考慮し、利用見込みのない施設については、取壊しを進める必要があります。また、近年の民間賃貸住宅の充足や道路網の整備、加えて教職

する中、小中学校等の統廃合が進むと考えられることから、受入校の施設や設備等の環境整備やスクールバスの購入が必要になるとともに、多くの施設が利用されなくなることから、維持管理費や周辺環境への影響を考慮し、他の目的での利用が見込めない施設については取壊しを進める必要があります。併せて、近年の民間賃貸住宅の充足や道路網の整備、加えて、老朽化等により、利用がされなくなった教職員住宅等についても、再利用の見込みがないため、取壊しを進める必要があります。学校給食については、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食育の推進を図ることを目的に本市の学校給食センターにおいて実施しておりますが、建設から 10 年が経過し、電気・機械等設備の修繕が必要となっており、安心・安全な給食の提供を続けるには、計画的に施設の維持管理・修繕・更新等を行う必要があります。	員住宅の老朽化から利用がされなくなった校長住宅についても、再利用の見込みがないため、取壊しを進める必要があります。
⑤社会体育 余暇時間の増大や健康に対する関心の高まりを背景に、総合型地域スポーツクラブが結成され、生涯を通じてスポーツ活動が行われるようになり、ニュースポーツなどその種類も多様化しています。また、市内のスポーツ少年団は少子化の影響で、団員数が減少し休止する少年団が出始めており、歯止めをかける対応が求められています。陸上競技場、総合体育館、多目的運動広場、クロスカントリーコースを備える田村市運動公園をはじめパークゴルフ場などの運動施設の維持を図るための改修事業や、それらを活用したスポーツ文化の普及、市内宿泊施設と連携した高校や大学のスポーツ合宿、各種大会の開催など、市民の健康増進と市内外の交流を図っていく必要があります。	⑤社会体育 余暇時間の増大や健康に対する関心の高まりを背景に、総合型地域スポーツクラブが結成され、生涯を通じてスポーツ活動が行われるようになり、ニュースポーツなどその種類も多様化しています。また、市内のスポーツ少年団は少子化の影響で、団員数が減少し休止する少年団が出始めており、歯止めをかける対応が求められています。陸上競技場、総合体育館、多目的運動広場、クロスカントリーコースを備える田村市運動公園をはじめパークゴルフ場などの運動施設を活用し、
(2) その対策 ①学校教育 適正な教育環境を維持するため、計画的に学校教育関連施設（スクールバスを含む）の改修や更新を行います。また、小中一貫教育を推進するために必要な施設等を整備します。小学校統合に伴う受入校の施設整備を行うとともに、	(2) その対策 ①学校教育

スクールバスを購入します。維持管理費や周辺環境への影響を考慮した結果、利用見込みのない施設については、施設の取壊しを進め、土地の有効利用を図ります。<u>学校給食センターの機械・設備の更新等は財政負担が大きくなることを考慮し、計画的に進めます。</u>	維持管理費や周辺環境への影響を考慮した結果、利用見込みのない施設については、施設の取壊しを進め、土地の有効利用を図ります。																																													
(3) 事業計画（令和3年度～7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 学校教育関連施設</td> <td> 小中学校ICT推進事業 学校教育関連施設（スクールバスを含む）改修・更新事業 小学校統合整備（スクールバス購入含む）事業 小中一貫教育環境整備事業 給食施設改修事業 </td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 集会施設・体育施設等</td> <td> 生涯学習等複合施設整備事業 各種機能を集約した複合的施設として、幅広い世代の市民が気軽に訪れることができる憩いと交流を育む場の整備 陸上競技場三種公認改修事業 令和4年度で認定期間が最終年度となる陸上競技場の改修事業（投てき用囲い、走路塗布） 陸上競技場外壁塗装改修事業 建設後、18年経過した陸上競技場の経年劣化による外壁の塗装工事 </td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1) 学校教育関連施設	小中学校ICT推進事業 学校教育関連施設（スクールバスを含む）改修・更新事業 小学校統合整備（スクールバス購入含む）事業 小中一貫教育環境整備事業 給食施設改修事業	市		(3) 集会施設・体育施設等	生涯学習等複合施設整備事業 各種機能を集約した複合的施設として、幅広い世代の市民が気軽に訪れることができる憩いと交流を育む場の整備 陸上競技場三種公認改修事業 令和4年度で認定期間が最終年度となる陸上競技場の改修事業（投てき用囲い、走路塗布） 陸上競技場外壁塗装改修事業 建設後、18年経過した陸上競技場の経年劣化による外壁の塗装工事	市		(3) 事業計画（令和3年度～7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 学校教育関連施設</td> <td> 小中学校ICT推進事業 _____ _____ _____ _____ _____ </td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 集会施設・体育施設等</td> <td> 生涯学習等複合施設整備事業 各種機能を集約した複合的施設として、幅広い世代の市民が気軽に訪れることができる憩いと交流を育む場の整備 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ </td> <td>市</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	事業主体	備考	(1) 学校教育関連施設	小中学校ICT推進事業 _____ _____ _____ _____ _____	市		(3) 集会施設・体育施設等	生涯学習等複合施設整備事業 各種機能を集約した複合的施設として、幅広い世代の市民が気軽に訪れることができる憩いと交流を育む場の整備 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	市																						
事業名	事業内容	事業主体	備考																																											
(1) 学校教育関連施設	小中学校ICT推進事業 学校教育関連施設（スクールバスを含む）改修・更新事業 小学校統合整備（スクールバス購入含む）事業 小中一貫教育環境整備事業 給食施設改修事業	市																																												
(3) 集会施設・体育施設等	生涯学習等複合施設整備事業 各種機能を集約した複合的施設として、幅広い世代の市民が気軽に訪れることができる憩いと交流を育む場の整備 陸上競技場三種公認改修事業 令和4年度で認定期間が最終年度となる陸上競技場の改修事業（投てき用囲い、走路塗布） 陸上競技場外壁塗装改修事業 建設後、18年経過した陸上競技場の経年劣化による外壁の塗装工事	市																																												
事業名	事業内容	事業主体	備考																																											
(1) 学校教育関連施設	小中学校ICT推進事業 _____ _____ _____ _____ _____	市																																												
(3) 集会施設・体育施設等	生涯学習等複合施設整備事業 各種機能を集約した複合的施設として、幅広い世代の市民が気軽に訪れることができる憩いと交流を育む場の整備 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	市																																												
13 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 (3) 事業計画（令和3年度～7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 産業の振興</td> <td>(10) 過疎地域持続的発展特別事業【その他】</td> <td>農業集会施設解体事業</td> <td>市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 生活環境の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)				3 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業【その他】	農業集会施設解体事業	市		5 生活環境の整備	(略)				(略)					13 事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分 (3) 事業計画（令和3年度～7年度） <table border="1"> <thead> <tr> <th>持続的発展施策区分</th> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>事業主体</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 生活環境の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考	1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)				5 生活環境の整備	(略)				(略)				
持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考																																										
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)																																													
3 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業【その他】	農業集会施設解体事業	市																																											
5 生活環境の整備	(略)																																													
(略)																																														
持続的発展施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考																																										
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(略)																																													
5 生活環境の整備	(略)																																													
(略)																																														

議案第 3 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記の市道路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 1 4 日 提出

田村市長 白 石 高 司

記

路線番号	路線名	起 点（番地先）	重要な経過地
		終 点（番地先）	
船32052	大平線	船引町春山字玉ノ木361-1	
		船引町春山字大平15	
船34070	軽井沢7号線	船引町新館字軽井沢792-1	
		船引町新館字軽井沢793-1	

議案第 33 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の市道路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 14 日 提出

田村市長 白石 高 司

記

路線番号	路線名	起 点（番地先）	重要な経過地
		終 点（番地先）	
船32165	玉ノ木1号線	船引町春山字玉ノ木349-1	
		船引町春山字玉ノ木354-1	

